

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知）

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）<u>第十七条第一項</u>の規定に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）については、平成十一年三月三十一日付け厚生省令第四十六号をもって公布され、平成十二年四月一日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準（基準第十一条）</p> <p>(1)～(12) （略）</p> <p>(13) 経過措置等（基準附則第二条、第三条、第四条、第六条、第七条、第八条）</p> <p>設備の基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を<u>平成二十四年三月三十一日</u>までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第六条）</p>	<p>老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）<u>第十七条第二項</u>の規定に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）については、平成十一年三月三十一日付け厚生省令第四十六号をもって公布され、平成十二年四月一日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第一 （略）</p> <p>第二 設備に関する事項</p> <p>1 設備の基準（基準第十一条）</p> <p>(1)～(12) （略）</p> <p>(13) 経過措置等（基準附則第二条、第三条、第四条、第六条、第七条、第八条）</p> <p>設備の基準については、以下の経過措置等が設けられているので留意すること。</p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 病院の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和</p> <p>一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を<u>平成三十年三月三十一日</u>までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂の面積は、入所者一人当たり一平方メートル以上を有し、機能訓練室の面積は、四十平方メートル以上であればよいこととする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。（附則第六条）</p>

⑥ 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第七条）

一・二 （略）

⑦ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成二十四年三月三十一日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、一・二メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第八条）

第三 （略）

第四 処遇に関する事項

1～8 （略）

9 健康管理

(1) 基準第二十一条第一項は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

(2) 同条第二項で定める定期健康診断などの状況については、その入所者の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の健康手帳の所要の記入欄に、健康診断の状況や健康管理上特記する必要がある事項を記載するものとする。これらは、医療を受けた場合や在宅に復帰した後に特別養護老人ホームでの入所者の健康管理状況を把握できるようにすることをねらいとしているものである。

(3) （略）

10～17 （略）

第五 （略）

⑥ 診療所の療養病床転換による食堂及び機能訓練室に関する基準の緩和

一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、次の基準のいずれかに適合するものであればよいこととする。（附則第七条）

一・二 （略）

⑦ 病院及び診療所の療養病床転換による廊下幅に関する基準の緩和

一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟を有する病院の一般病床、療養病床若しくは老人性認知症疾患療養病棟又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十年三月三十一日までの間に転換し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、一・二メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第八条）

第三 （略）

第四 処遇に関する事項

1～8 （略）

9 健康管理

(1) 基準第二十一条は、健康管理が、医師及び看護職員の業務であることを明確にしたものである。

(削る)

(2) （略）

10～17 （略）

第五 （略）

第七 地域密着型特別養護老人ホーム

1 (略)

2 設備の基準（基準第五十五条）

(1) 基準第五十五条第六項第一号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものである。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。

このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第二の1の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成二十四年三月三十一日までの間に転換する場合は、第二の1の(13)の⑦を準用する。

(2) (略)

(3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成二十四年三月三十一日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第二の1の(13)の⑤及び⑥を準用する。なお、第二の1の(13)の⑤及び⑥二について、当該転換を行って開設する特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。

(4) (略)

3 職員数

(1)～(6) (略)

(7) 基準第五十六条第十四項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所と地域密着型特別養護老人ホーム双方に、それぞれの人員に関する基準を満たす職員を置いているときは、職員はそれぞれの事業所の業務に従事できるということであり、地域密着型特別養護老人ホームに移行してからもなじみの関係を保てるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所と当該地域密着型特別養護老人ホームは、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである。

4～6 (略)

第六 地域密着型特別養護老人ホーム

1 (略)

2 設備の基準（基準第五十五条）

(1) 基準第五十五条第六項第一号は、地域密着型特別養護老人ホームにあっては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものである。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。

このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第二の1の(5)及び療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成三十年三月三十一日までの間に転換する場合は、第二の1の(13)の⑦を準用する。

(2) (略)

(3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成三十年三月三十一日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第二の1の(13)の⑤及び⑥を準用する。なお、第二の1の(13)の⑤及び⑥二について、当該転換を行って開設する特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。

(4) (略)

3 職員数

(1)～(6) (略)

(7) 基準第五十六条第十四項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所と地域密着型特別養護老人ホーム双方に、それぞれの人員に関する基準を満たす職員を置いているときは、職員はそれぞれの事業所の業務に従事できるということであり、地域密着型特別養護老人ホームに移行してからもなじみの関係を保てるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所と当該地域密着型特別養護老人ホームは、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである。

第八 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

1 (略)

2 設備

ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける設備については、第二の1 ((5)及び(3)を除く。)、第五の4及び第七の2 ((3)を除く。)を準用する。

3 (略)

4 準用

基準第六十三条の規定により、第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第一の2から5まで及び7から9まで、第四の1、2 ((2)を除く。)、6、8から10まで及び12から15まで、並びに第七の5を参照すること。

4～6 (略)

第七 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

1 (略)

2 設備

ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける設備については、第二の1 ((5)及び(3)を除く。)、第五の4及び第六の2 ((3)を除く。)を準用する。

3 (略)

4 準用

基準第六十三条の規定により、第三条から第六条まで、第八条、第九条、第十二条の二から第十四条まで、第十八条、第二十条から第二十三条まで、第二十六条から第二十九条まで、第三十一条、第三十三条、第三十四条、第三十六条、第三十八条から第四十一条まで及び第五十八条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第一の2から5まで及び7から9まで、第四の1、2 ((2)を除く。)、6、8から10まで及び12から15まで、第五の7から9まで、並びに第六の5を参照すること。